

# デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

平成29年12月1日 制定  
令和8年4月1日 改定  
(道路・交通政策局)

## 1 適用

この仕様書は、工事写真撮影において被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報を電子的に記入し、現場撮影の省力化、写真整理の効率化に加え、工事写真の改ざん防止機能の向上を図ることを目的とした「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」（以下小黑板の電子化）の対象となる工事に適用する。

## 2 小黑板の電子化の実施

請負人が工事写真の全部又は一部について小黑板の電子化を希望する場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで実施すること。

## 3 使用機器及びソフトウェア

小黑板の電子化に使用する機器及びソフトウェア等は、請負人が選定、調達を行うものとする。選定にあたっては、次の各号に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示すること。

- (1) 写真管理基準等<sup>\*</sup>に示す小黑板に記載する項目を電子的に記入ができること。
- (2) 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている技術を使用した信憑性確認機能 (改ざん検知機能) を有すること。使用機器の事例として、URL 「<http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」に記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。なお、使用機器についてこの事例からの選定を指定するものではない。

## 4 情報の電子的記入

請負人は前条第1項の機器を使用して工事写真を撮影する場合は、写真管理基準等<sup>\*</sup>に示す小黑板に記載する必要事項について電子的記入を行い、画像として被写体と同時に記録することができる。

## 5 情報の電子的記入の取扱い

前条の規定による小黑板の電子化にともなう情報の電子的記入は、「デジタル写真管理情報基準 (平成23年6月) 「6. 写真編集等」に定める写真の編集には該当しないものとする。

## 6 信憑性の確認

請負人は、前4項の規定により撮影した工事写真を電子納品するときは、写真の信憑性がチェック可能な写真管理ソフトウェア若しくは工事写真ビューアソフト等を用いて、工事写真の信憑性を確認し、その結果を併せて監督員に提出しなければならない。

写真管理基準等：土木工事施工管理基準 (IV 工事写真撮影基準) 及び設計図書で示した工事写真撮影に関する基準